

宇都宮社会保険病院の存続を求める意見書

宇都宮社会保険病院は、昭和33年9月に開設され、本市の中核的な医療機関として、長年にわたり地域医療の推進に貢献しているところであるが、今日の深刻な医師不足の状況は、同病院においても例外ではなく、平成18年4月以降、産科医や小児科医の不足によって、分娩休止や小児の二次救急輪番制における対応が一部不可能となっており、地域医療・救急医療体制の確保が求められている。

こうした中、国は、医療制度改革・年金制度改革の一環として、全国63カ所の社会保険病院・厚生年金病院の整理合理化策を打ち出し、平成22年10月を目途に適切な譲渡先を検討することとしている。

仮に、宇都宮社会保険病院の経営譲渡に伴い、同病院がこれまで担ってきた医療機能が低下することになれば、本市における地域医療・救急医療体制の確保が一層困難になり、重大な影響を及ぼすと言わざるを得ない。

よって、国においては、今回の検討に当たり、宇都宮社会保険病院が本市において担ってきた医療機能の重要性を踏まえ、同病院を存続させるとともに、医療提供体制の充実強化に努めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成20年6月30日

宇 都 宮 市 議 会

内閣総理大臣	} あて
財 務 大 臣	
厚生労働大臣	
衆・参両院議長	